高知県旅館業法施行細則の一部を改正する規則新旧対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| ○高知県旅館業法施行細則平成５年３月31日規則第21号　改正　　平成８年12月24日規則第119号　　平成12年３月28日規則第69号　　平成13年３月27日規則第22号　　平成15年４月１日規則第44号　　平成15年４月１日規則第49号　　平成17年３月８日規則第19号　　平成17年３月25日規則第38号　　平成18年２月24日規則第12号　　平成18年12月26日規則第136号　　平成24年３月30日規則第24号　　平成30年３月23日規則第21号　　令和２年４月14日規則第40号　　令和３年６月11日規則第41号旅館業法施行細則をここに公布する。高知県旅館業法施行細則旅館業法施行細則（昭和48年高知県規則第71号）の全部を改正する。（趣旨）第１条　この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）を施行するため、法及び高知県旅館業法施行条例（平成５年高知県条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し、法、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）及び旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）、環境衛生監視員証を定める省令（昭和52年厚生省令第１号）並びに条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。（書類の提出）第２条　法又は省令の規定により提出する書類は、営業施設の所在地を管轄する保健所長に提出しなければならない。第３条　略（承認書の交付）第４条　保健所長は、高知県事務処理規則の規定により知事からその権限を委任され、法第３条の２第１項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併若しくは分割の承認又は法第３条の３第１項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認を行ったときは、当該申請者に合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続承認書を交付するものとする。第５条　略（様式）第６条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。(１)　法第３条第１項の規定による営業の許可の申請書　別記第１号様式(２)　法第３条の２第１項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の合併の承認の申請書　別記第２号様式(３)　法第３条の２第１項の規定による営業者の地位の承継に係る法人の分割の承認の申請書　別記第３号様式(４)　法第３条の３第１項の規定による営業者の地位の承継に係る相続の承認の申請書　別記第４号様式(５)　省令第４条の規定による省令第１条第１項、第２条第１項又は第３条第１項に規定する申請書に記載した事項（営業の種別を除く。）の変更の届出書　別記第５号様式(６)　省令第４条の規定による営業の全部若しくは一部の停止又は廃止の届出書　別記第６号様式(７)　第３条の許可書　別記第７号様式(８)　第４条の合併による承継承認書　別記第８号様式(９)　第４条の分割による承継承認書　別記第９号様式(10)　第４条の相続承認書　別記第10号様式第７条　略附　則この規則は、平成５年４月１日から施行する。附　則（平成８年12月24日規則第119号）（施行期日）１　（前略）ただし、第３条（中略）の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）２　（前略）第３条の規定による改正前の旅館業法施行細則別記様式は、（中略）第３条の規定による改正後の旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成12年３月28日規則第69号）（施行期日）１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成13年３月27日規則第22号）（施行期日）１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成15年４月１日規則第49号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月８日規則第19号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）（施行期日）１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。（高知県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）12　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）（施行期日）１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。（経過措置）８　第11条の規定による改正後の高知県旅館業法施行細則別記第１号様式から別記第６号様式までは、同条の規定による改正前の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成18年12月26日規則第136号）この規則は、平成19年４月１日から施行する。附　則（平成24年３月30日規則第24号）（施行期日）１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成30年３月23日規則第21号）この規則は、平成30年６月15日から施行する。附　則（令和２年４月14日規則第40号）この規則は、公布の日から施行する。附則（令和３年６月11日規則第41号）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。（高知県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）５　第４条の規定による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、同条の規定による改正後の高知県公衆浴場法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。別表　略 | ○高知県旅館業法施行細則平成５年３月31日規則第21号　改正　　平成８年12月24日規則第119号　　平成12年３月28日規則第69号　　平成13年３月27日規則第22号　　平成15年４月１日規則第44号　　平成15年４月１日規則第49号　　平成17年３月８日規則第19号　　平成17年３月25日規則第38号　　平成18年２月24日規則第12号　　平成18年12月26日規則第136号　　平成24年３月30日規則第24号　　平成30年３月23日規則第21号　　令和２年４月14日規則第40号旅館業法施行細則をここに公布する。高知県旅館業法施行細則旅館業法施行細則（昭和48年高知県規則第71号）の全部を改正する。（趣旨）第１条　この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）及び高知県旅館業法施行条例（平成５年高知県条例第３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。（書類の提出）第２条　法又は旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。第６条において「省令」という。）の規定により提出する書類は、営業施設の所在地を所管する保健所長に提出しなければならない。第３条　略（承認書の交付）第４条　保健所長は、高知県事務処理規則の規定により知事からその権限を委任され、法第３条の２第１項の規定による合併若しくは分割の場合の地位の承継の承認又は法第３条の３第１項の規定による相続の場合の地位の承継の承認を行ったときは、当該申請者に合併による承継承認書若しくは分割による承継承認書又は相続承認書を交付するものとする。第５条　略（様式）第６条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。(１)　法第３条第１項の規定による営業の許可の申請書　別記第１号様式(２)　法第３条の２第１項の規定による法人の合併の場合の地位の承継の承認の申請書　別記第２号様式(３)　法第３条の２第１項の規定による法人の分割の場合の地位の承継の承認の申請書　別記第３号様式(４)　法第３条の３第１項の規定による相続の場合の地位の承継の承認の申請書　別記第４号様式(５)　省令第４条の規定による申請事項の変更の届出書　別記第５号様式(６)　省令第４条の規定による営業の停止又は廃止の届出書　別記第６号様式(７)　第３条に規定する許可書　別記第７号様式(８)　第４条に規定する合併による承継承認書　別記第８号様式(９)　第４条に規定する分割による承継承認書　別記第９号様式(10)　第４条に規定する相続承認書　別記第10号様式第７条　略附　則この規則は、平成５年４月１日から施行する。附　則（平成８年12月24日規則第119号）（施行期日）１　（前略）ただし、第３条（中略）の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）２　（前略）第３条の規定による改正前の旅館業法施行細則別記様式は、（中略）第３条の規定による改正後の旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成12年３月28日規則第69号）（施行期日）１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成13年３月27日規則第22号）（施行期日）１　この規則は、平成13年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成15年４月１日規則第44号抄）（施行期日）１　この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成15年４月１日規則第49号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月８日規則第19号）この規則は、公布の日から施行する。附　則（平成17年３月25日規則第38号抄）（施行期日）１　この規則は、平成17年４月１日から施行する。（高知県旅館業法施行細則の一部改正に伴う経過措置）12　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成18年２月24日規則第12号抄）（施行期日）１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。（経過措置）８　第11条の規定による改正後の高知県旅館業法施行細則別記第１号様式から別記第６号様式までは、同条の規定による改正前の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成18年12月26日規則第136号）この規則は、平成19年４月１日から施行する。附　則（平成24年３月30日規則第24号）（施行期日）１　この規則は、平成24年４月１日から施行する。（経過措置）２　この規則による改正前の高知県旅館業法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県旅館業法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。附　則（平成30年３月23日規則第21号）この規則は、平成30年６月15日から施行する。附　則（令和２年４月14日規則第40号）この規則は、公布の日から施行する。別表　略 |